

フジシールグループ
倫理綱領

目次

制定目的	2
適用範囲	2
FSG 倫理規範	3
1. 法令、社内規則・制度の遵守及び誠実で倫理的な事業活動	3
2. ステークホルダーとの関係	3
3. 多様性の理解	3
4. 業務遂行の原則	3
FSG 行動規範	4
1. 人権の尊重	4
1.1 ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン(多様性・公平性・包括性)	4
1.2 雇用における機会均等	4
1.3 強制労働、児童労働の禁止	4
1.4 健全な雇用・労働	4
1.5 職場環境	4
2. 誠実で公正な事業活動	5
2.1 商品・サービスの安全	5
2.2 環境経営	5
2.3 公正競争	5
2.4 企業情報開示	5
2.5 広報	6
2.6 公正な調達・取引先との関係	6
2.7 贈答・接待	6
2.8 地域社会との関係	6
2.9 反社会的行為	7
3. 情報・資産の管理及び記録保持	7
3.1 個人情報	7
3.2 知的財産	7
3.3 機密情報	7
3.4 インサイダー取引	8
3.5 会社資産	8
3.6 記録及び報告	8
FSG 倫理綱領の運用体制	10
1. 制定と改廃	10
2. 主管部門	10
3. 研修・啓発活動	10
4. 監査	10
5. 違反行為	10
6. その他	10

制定目的

フジシールグループ(以下 FSG)は『包んで<価値>を、日々新たなところで<創造>します』を経営理念に掲げ、お客様・従業員・お取引先・株主・社会等全てのステークホルダーのために、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めています。FSG は、これらを実現するために「Fuji Seal Way 2021」を定め、常に問題意識・当事者意識を持って仮説提案を行うことや、創造のぶつかりあいである熱い議論を行うなど、創業から続く価値行動を示しています。

この「FSG 倫理綱領」は、FSG の取締役、執行役、役員及び従業員(以下 FSG 役員・社員)の一人ひとりが企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値を「倫理規範」として定め、倫理規範を誠実に実践するための行動基準を「行動規範」として制定したものです。

FSG は、自らこの「FSG 倫理綱領」を遵守することを宣言するとともに、全ての FSG 役員・社員に対してこの行動規範を理解し、遵守することを要請します。

適用範囲

この「FSG 倫理綱領」は、①株式会社フジシールインターナショナル(以下 FSI)、②FSI が直接または間接に発行済議決権付株式または持分の過半数を保有する会社、及び③その他 FSI の取締役会がこの行動規範を適用範囲に含めると決定した会社の取締役、執行役、役員及び従業員に適用します。

「FSG 倫理規範」

1. 法令、社内規則・制度の遵守及び誠実で倫理的な事業活動(コンプライアンス)

事業活動を行う各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うこと(コンプライアンス)が FSG の基本方針です。

FSG 役員・社員は、自らの業務に関連する全ての法令、規則及び社内規則・制度を遵守します。また、自らの業務に適用される法令、規則及び社内規則・制度の要請を確認し、理解することは、FSG 役員・社員の責任です。

2. ステークホルダーとの関係

健全な事業活動を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を追求することが、お客様・従業員・取引先・株主・社会など FSG のステークホルダーに対する責任の基本です。

FSG は、その事業活動が、直接・間接を問わず、様々な形で社会に影響を与えており、健全な事業活動を営むためには、FSG の全てのステークホルダーに配慮して経営上の意思決定を行う必要があると認識しています。

FSG 役員・社員は、このことを踏まえ、FSG の事業を遂行するよう努力します。

3. 多様性の理解

FSG は、グローバルに事業活動を行っています。ある文化や地域において社会的かつ職務上に許容される行為が、他の文化や地域においては、異なった受け止め方をされることがあります。

FSG 役員・社員は、この点を認識し、文化的、地域的な差異を十分に理解して業務を遂行します。

4. 業務遂行の原則

FSG 役員・社員は、ビジネス判断の際に、十分な情報に基づき、誠実に、かつ FSG にとって最善の選択であると確信を得た上で行います。FSG 役員・社員は、また、その判断が少なくとも次の各条件を満たしているかを確認します。

- ① 合法かつ正当であること(適用法令及び社内規則・制度に適合していること)
- ② 利害関係がないこと(個人的な利害や自己取引が存在しないこと)
- ③ 権限があること(会社から与えられた権限の範囲内の決定であること)
- ④ 相当な注意を払っていること(可能な限り関連する事実精通するべく合理的な努力を行った上で、十分な情報に基づいて行った判断であること)
- ⑤ 誠実に検討したこと(会社にとって最善の選択との合理的確信があること)
- ⑥ 裁量権を濫用していないこと(合理的な裁量の行使に基づいた判断であること)

「FSG 行動規範」

1. 人権の尊重

FSG は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重します。

1.1 ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン(多様性・公平性・包括性)

FSG は、すべての従業員、お客様、パートナー、社会から多様かつ公平で包括的な職場であると感じ、価値を認め合い、意見が尊重される環境を提供します。

FSG は、従業員一人ひとりの人格、個性を尊重し、すべての職場において、雇用と昇進のための包括的な機会を提供します。

1.2 雇用における機会均等

FSG は、求人、雇用、研修、昇進などの応募者または従業員に対し、人種、宗教、民族、国籍、年齢、性別、性的指向・性自認、障がい等に基づく差別をすることはありません。

1.3 強制労働、児童労働の禁止

FSG は、いかなる形態においても、強制あるいは意思に反しての就労をさせることはありません。またFSGは、児童を就労させることもありません。ここで「児童」とは、15歳未満(該当地域で認められている場合には14歳未満)の者、あるいは該当地域の法令で規定される就労可能年齢がこれより高い場合は、その年齢未満の者を言います。

1.4 健全な雇用・労働

FSG は、事業活動を行う各国・地域の労働関係法令に常に準拠し、雇用・労働の健全性を確保します。従業員の結社の自由や団体交渉の権利行使を尊重し、信頼に基づいて公正かつ建設的な議論を展開します。賃金が、従業員が人間らしく生活するために必要な額となるよう考慮し、現地法令等で定められた最低賃金以上の賃金を支払うものとし、時間外労働等に関する適切な労使協定を締結し、割増賃金、支払い方法等を公正に適用します。また、有給休暇取得の権利についても付与します。

1.5 職場環境

FSG は、不当な差別や嫌がらせがなく、かつ、労働災害のない、健康的で安全かつ生産的な職場環境を維持するように努めます。仕事と家庭の両立のバランスを図ることで、よりビジネスの伸長につながる雇用のあり方を考え、現地法令等で定められた労働時間を超えないよう従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理します。また、商品の開発から生産、流通、使用、保管、廃棄のすべての工程において、職場の安全衛生の確保・向上に努めます。

FSG 役員・社員は、職場において、一人ひとりの人権を尊重し、差別や嫌がらせ(ハラスメント)、その他一切の不当な取り扱いをしてはなりません。また、健康及び安全に関する適用法令、社内規則・制度を遵守します。

2. 誠実で公正な事業活動

2.1 商品・サービスの安全

FSG の商品及びサービスを利用するお客様の安全は、FSG にとって最重要事項の一つです。FSG は、開発・企画・デザイン・生産・販売・アフターサービス等、事業活動のどの段階においても、商品とサービスの安全性を保つため、法令の定める基準を満たす、またはそれを上回るための手立てを継続的に追求し、実施していきます。お客様への安全に関する説明や情報提供は、迅速かつ正確に行います。FSG の商品やサービスに関して、事故や安全に関する問題が報告された場合は、FSG は、速やかに事実調査を行い、適切な処置を施します。

2.2 環境経営

FSG は、環境課題の解決を企業の責任として取り組むべき重要な経営課題と認識しています。「持続可能な社会の実現に貢献する会社」を目指し、各国の環境法令や協定等を遵守するための管理システムを構築することで、環境経営を推進します。

FSG 役員・社員は、環境配慮型製品の開発・生産に取り組むとともに、環境負荷低減を推進し、限りある貴重な資源のリサイクルに取り組みます。

2.3 公正競争

FSG は、事業活動を行う各国・地域において適用される独占の禁止、公正な競争、及び公正な取引に関する全ての法令及び規則を遵守します。これらの法令や規則は、第三者との間で販売価格の維持、市場分割、供給制限等、市場原理を阻害または破壊する合意や約束を行うことを禁止しています。いくつかの国や地域では、その領域外でなされた行為についても、それが領域内の市場に影響を及ぼす場合には、当該国または地域の独占の禁止あるいは公正競争に関する法令を域外適用しています。

FSG 役員・社員は、自らの業務に関するこれらの法令、規則を確認し、遵守します。疑問がある場合には、速やかに法務部門に相談してください。

2.4 企業情報開示

ホールディングカンパニーである FSI は公開企業であり、その株式は日本の証券取引市場に上場されています。従ってFSGは、金融商品取引法をはじめ関連する法令・規則等に従い、様々な情報を開示する義務を有しており、これら全ての法令・規則を遵守します。FSG は、適時に、適法な、また十分な内容の、公正で、正確な、そして理解しやすい情報開示を行います。

東京証券取引所、管轄機関への提出や届出、あるいはFSGとして行うその他の情報開示に携わるFSG 役員・社員は、かかる情報開示を、十分な内容で、公正、正確、適時かつ理解しやすく行う必要があります。かかる情報開示の過程において情報を提供するFSG 役員・社員も自己の提供する情報について同様の責任があります。

2.5 広報

FSG は、時代の変化に対応し、ステークホルダーに対し効果が得られ、かつリスクコントロール可能である戦略的な広報活動を行います。適時適切、公正誠実そして、第三者視点による客観的事実を正確に、一貫性をもって発信(活動)することを基本方針としています。

本活動により、ブランドの認知度向上に留まらず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めます。

FSG 役員・社員は、FSG が定める広報活動のガイドラインを遵守します。

2.6 公正な調達・取引先との関係

FSG は、物品やサービスの取引先(サプライヤー)、製造協力先の皆様と、QCD(品質・コスト・納期)はもとよりスピードとサービスを大切に、共に考え共に行動し、お客様の期待に応えて行く関係の構築を目指します。また、地域の強みを考え、世界中から優れた材料・サービスを選定し調達するため、QCDS(品質・コスト・納期・サービス)に加え技術力、環境対応などを適正な基準で評価し、公正な取引を推進します。

これは、購買に直接従事するFSG 役員・社員だけではなく、購買プロセスに関与する全てのFSG 役員・社員が遵守します。

取引先(サプライヤー)、製造協力先その他請負事業者の皆様には、「取引先の皆様へのお願い」の趣旨をご理解・ご賛同いただき、私たちFSG とともに遵守いただきますようお願いいたします。

2.7 贈答、接待

FSG は、FSG の商品とサービスそれ自体の優位性に基づいて市場での競争を行います。贈収賄・腐敗行為は多くの国においても違法であり、刑事罰の対象となります。FSG は、贈収賄・腐敗行為が法令で禁止されていない国においても、ビジネスを獲得または継続するため、もしくはその他の何らかのビジネス上の有利な取り扱いを受けるために、お客様、取引先、また官公庁に対して金銭の供与を行うことを、固く禁止しています。さらに、FSG のビジネス判断に影響を及ぼすことを意図した、もしくは及ぼすおそれのある金銭、物品、あるいは接待を受けることも禁止しています。

FSG 役員・社員は、適用される贈収賄防止関連法令を遵守すると同時に、各社で定める物品、接待、その他の利益の授受に関する社内規則・制度を遵守します。

2.8 地域社会との関係

FSG は、わたしたちのビジョン「人と環境にやさしい価値を届ける」をテーマとした活動を通じて、持続可能な社会の実現に責任を果たす会社であることを目指すと同時に、地域社会との連帯と協調

を図り、良好な関係を維持することにより、地域社会の一員としての責任を果たします。

FSG 役員・社員は、地域社会の習慣、文化等を尊重した事業活動を行うと共に、地域社会の活動に可能な範囲で参加・協力します。

2.9 反社会的行為

FSG は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固たる態度で拒絶し、一切の関係を持つことはありません。また、FSG は、贈収賄、マネーロンダリング(資金洗浄)、横領等、いかなる相手に対する、いかなる形の腐敗・不正行為も許容しません。

FSG 役員・社員は、マネーロンダリング及び類似の金融取引(違法に生成した金融資産の保有、交換、転換、移動等)に関する関係法令を遵守します。

3. 情報・資産の管理及び記録保持

3.1 個人情報

FSG は、お客様、取引先、FSG 役員・社員の個人のプライバシーを尊重します。

FSG 役員・社員は、個人情報の収集、保管、使用、開示、廃棄その他の取り扱いに際しては、関連する法令及び社内規則・制度を遵守します。

3.2 知的財産

FSG は、特許、意匠、商標、営業秘密、著作権などの知的財産権を尊重します。

① FSG の知的財産権:

FSG は、自社の知的財産権の保護を通じて、研究開発活動を強く奨励します。

② 他者の知的財産権:

FSG 自身の権利を積極的に保護することに加え、他者の権利を尊重します。FSG 役員・社員は、故意に第三者の知的財産権を不正に使用したり侵害することはありません。

③ FSG 役員・社員の行った発明や創作の所有権:

FSG 役員・社員の行った全ての発明や創作は、関連法令、規則において認められている範囲で、全て FSG に帰属します。

FSG 役員・社員は、かかる発明や創作に関する FSG の権利を保全するため会社の指示に従います。

3.3 機密情報

情報は会社の大切な資産です。FSG は、お客様、取引先から預かった情報はもちろんのこと、自らの機密情報の安全も確保します。一般的に「機密情報」とは、一般に開示されていない情報や、それによって競合他社より優位に立つことができる情報、またはその情報が時期尚早あるいは不適切に開示されると損害の生じるおそれのある情報を指します。例としては、発明、創作、ノウハウ、営業秘密、財務情報、企業戦略、営業計画、お客様・取引先との関係に関する情報が含まれます。会社の承諾が

ない限り、機密情報を開示、流布することは禁止されています。

また、FSG 役員・社員はこれらの情報を厳格に管理し、FSG の業務においてのみ使用するものとします。

3.4 インサイダー取引

「重要な未公開情報」を知りながら株式や証券の取引を行うことは、多くの国で違法とされ、民事・刑事及び行政上の制裁の対象とされています。「重要な未公開情報」とは、合理的な投資家の株式、証券取引の判断に影響を与え得るあらゆる未公開情報をいいます。全ての「重要な未公開情報」を漏れなく列挙することは不可能ですが、例えば、利益や配当計画などの財務状況、他社との提携関係、出資引き揚げ、買収、新商品、研究開発の進展、その他のあらゆる重要な事業活動がこれに該当します。FSG は、FSG 役員・社員による、株式、証券の取引に関する社内規則・制度を定めています。

FSG 役員・社員は、これらの社内規則・制度を熟知し、遵守します。これらのインサイダー取引に関する社内規則・制度で明示的に認められた場合を除き、FSG 役員・社員は、重要な未公開情報を知りながら、株式、転換社債、新株引受権付社債、その他の証券の取引を行ってはいけません。また、重要な未公開情報を開示することにより他者(例えば、家族、友人、お客様、他の FSG 役員・社員)がかかる取引を行うことを誘発することも禁止されています。

3.5 会社資産

FSG の会社資産は、使用権限を付与した FSG 役員・社員(もしくは当該 FSG 役員・社員が指定した者)によって、正当な業務目的にのみ使用されるべきものです。会社資産には、有形資産のほかに、ブランド、商標、ノウハウ、機密情報、情報システム等の無形資産も含まれます。

FSG 役員・社員は、FSG の資産を損失、損害、誤用、盗難、破壊から保全する責任を負っています。FSG の資産を利用して個人的な利益を追求することは禁止されています。

FSG は、関連法令で許容される範囲で、FSG 役員・社員による FSG 資産の使用状況を監視、閲覧する権限を有しています。これには、電子メール、PC、その他のネットワーク端末に保存されているデータ、ファイルの監視・閲覧も含まれます。

3.6 記録及び報告

会計帳簿や財務関係記録をはじめ、品質データや製品データなど全ての記録及び報告は、正確で、疎漏がなく、誠実にそして適時に作成され、また事実を適切に表現したものである必要があります。

FSG 役員・社員は、不正確な記録の原因となる行為をしたり、誤解を与えるもしくは虚偽の記録を作成してはなりません。このことは、財務や経理を担当する FSG 役員・社員だけではなく、全ての FSG 役員・社員がそれぞれの担当業務に関して遵守すべきものです。

2005年4月1日

2018年4月1日 改定

2021年1月15日 一部改定

2021年2月24日 一部改定

2023年3月24日 一部改定

株式会社フジシールインターナショナル

「FSG 倫理綱領の運用体制」

1. 制定と改廃

「FSG 倫理綱領」の制定及び改廃は、グループコンプライアンス委員会の審議を経て FSI の取締役会が決定するものとします。

2. 主管部門

「FSG 倫理綱領」の主管部門は、FSI本部とし、この綱領に規定する事項の実施につき、FSG の関係各部門に対する助言・提言を行うものとします。

3. 研修・啓発活動

グループコンプライアンス委員会及び各リージョンのコンプライアンス委員会は、研修・啓発活動を通じて、「FSG 倫理綱領」の遵守を推進します。

4. 監査

「FSG 倫理綱領」の遵守状況については、FSI 本部の実施する諸施策に加えて、グループコンプライアンス委員会及びグループ内部監査室により、必要な監査を実施します。

5. 違反行為

「FSG 倫理綱領」やその他グループ方針・グループ規程等に反する、あるいは反する恐れのある行為が行われていることを知った FSG 役員・社員は、直接または上司を経由し、あるいは内部通報窓口を通じて、FSI 本部に報告や相談をすることが求められます。この場合において報告や相談をした者は匿名性を保護されるとともに、そのことによって何らかの不利益を受けることはありません。また、報告・相談内容の秘密保持が徹底されます。上記内部通報窓口は、社内(グループ内部監査室を含む)のみならず、社外の弁護士事務所・外部専門会社にも設置されています。

「FSG 倫理綱領」に抵触する行為を行った場合は、その内容に応じて社内規則の罰則の適用を受けることになります。また社内規則で判然としない、あるいは違反の疑いがあるものについては、グループコンプライアンス委員会において協議します。

6. その他

「FSG 倫理綱領」の内容、運用等についての疑義等がある場合は、FSI 本部に照会してください。